

社会福祉法人みちのく協会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人みちのく協会（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下、「役員等」）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、掲げる用語の意義は、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当法人が運営する事業所を主たる勤務場所とし、週30時間以上業務にあたる役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 常勤役員については、月額報酬を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、業務に応じた報酬を支給する。
- 4 評議員の報酬については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬の総額)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、各年度500万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、各年度30万円以内とする。

(報酬等の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 常勤役員

- ア 報酬は、別表1に定める額とする。
- イ 通勤手当については、当法人賃金規程に準ずる額とする。
- ウ 通勤手当以外の各種手当については支給しない。

(2) 非常勤役員

報酬は、別表2に定める額とする。

(3) 評議員

報酬は、別表3に定める額とする。

- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(法人職員賃金との併給)

第6条 常勤役員が当法人事務局職員又は当法人の運営する事業所の職員を兼ねる場合は、当法人賃金規程又は非正規職員賃金規程を適用し、この規程による報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬等の支給日は、当法人賃金規程に定める賃金支給日に準じるものとする。
 - (2) 非常勤役員の報酬は、当法人の理事会並びに監事監査等に出席した都度、支給する。
 - (3) 評議員の報酬は、当法人の評議員会等に出席した都度、支給する。
- 2 報酬等については、関係法令の定めるところにより控除した金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第8条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の各号により端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定め

ることとする。

付則

この規程は、平成29年 6月13日から施行する。

この規定は、令和 2年 6月18日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円
常務理事	月額 250,000 円
理事	月額 200,000 円

別表2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

項目	報酬の額
理事会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円

(2) 監事

項目	報酬の額
理事会又は評議員会への出席	日額 10,000 円
監事監査業務、法人等監査立会	日額 13,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円

別表3（評議員の報酬）

項目	報酬の額
評議員会への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 7,000 円